

第42回 仙台市広瀬川清流保全審議会議事概要

◆ 日 時 : 平成27年8月25日(火) 午前10時00分～11時50分

◆ 場 所 : 市役所本庁舎 2階 第三委員会室

◆ 出席者 : 《審議会委員》(13名/16名)

伊藤 勝衛 宮城管内町内会長連絡会理事

内田 美穂 東北工業大学工学部准教授

有働 恵子 東北大学災害科学国際研究所准教授

遠藤 信哉 宮城県土木部長(代理:土木部次長 後藤隆一)

小澤 眞虎人 仙台森林管理署長

近藤 初音 (公財)日本野鳥の会宮城県支部

西山 浩一 (一社)宮城県建築士会仙台支部

畠山 慎一 国土交通省東北地方整備局河川部長(代理:河川環境課長 菊地裕光)

畠山 裕太 仙台弁護士会

畑中 健一 作並温泉旅館組合 岩松旅館支配人

嶺岸 健二 広瀬名取川漁業協同組合理事

◎宮城 豊彦 東北学院大学教養学部教授

○山田 一裕 東北工業大学工学部教授

(◎:会長 ○:副会長)

《事務局》

高橋 新悦 建設局長

村上 貞則 建設局次長

遠藤 進 建設局百年の杜推進部長

佐々木 亮 建設局百年の杜推進部百年の杜推進課長

岡本 一郎 建設局百年の杜推進部公園課長

稲村 哲明 建設局下水道事業部長

菊地 守明 環境局環境部環境対策課長

安田 敏弘 建設局百年の杜推進部河川課長

杉井 智一 建設局百年の杜推進部河川課広瀬川創生室長

◆ 欠席者 : 亀井義広委員, 佐々木卿委員, 瀬川久美委員 (3名)

◆ 司 会 : 河川課長

<次 第>

1 開 会

2 議 事

(1) 環境保全区域における行為制限の検討状況について

(2) 広瀬川フォーラムの開催について(報告)

(3) その他(広瀬川に関する情報提供)

3 閉 会

河川課長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から「第42回仙台市広瀬川清流保全審議会」を開会する。</p> <p>《配布資料の確認》</p> <p>《新規委員の紹介》</p>
河川課長	<p>亀井委員、佐々木委員、瀬川委員からは欠席の連絡を受けている。出席委員が過半数に達しているので、本会議は成立している。これ以降の進行は条例施行規則第5条第1項の規定にもとづき、宮城会長にお願いする。</p>
宮城会長	<p>(議事)</p> <p>議事の前に確認する。まず、会議の公開・非公開については、非公開となる事案がないので公開としてよろしいか。</p> <p>委員了承</p>
宮城会長	<p>それでは公開とする。</p> <p>傍聴されている方は、会議の円滑な運営を図るため、会議中の注意事項を厳守いただくようご協力をお願いする。</p> <p>次に今回の議事録の署名についてだが、アイウエオ順で委員の方1名に代表してお願いしている。これまで内田委員、有働委員にお願いしており、今回は遠藤委員の順番だが、本日代理での出席となっているので、その次の小澤委員にお願いしたいが、よろしいか。</p> <p>小澤委員 了承</p>
宮城会長	<p>(議事(1))</p> <p>続いて議事に入る。「(1)環境保全区域における行為制限の検討状況について」、事務局から説明をお願いする。</p>
広瀬川創生室長	<p>事務局説明 (資料4にもとづき、仙台市河川課から説明)</p> <p>◇これまでの経緯</p> <p>本条例は、昭和49年9月に制定され、昭和50年2月に第1回目の清流保全審議会が開催されている。その後、旧宮城町との合併や社会情勢等の変化に伴い、環境保全区域の拡大及び規制手法の見直しが行われた。</p> <p>土地所有者の私権に著しい制限を設けることで広瀬川の清流保全に一定の効果を挙げてきたが、一方では社会状況の変化に伴い、審議会に諮りながら規制の緩和を行ってきた。また、本条例が制定されてから40年以上が経過したこともあり、近年では、本条例の課題が顕在化してきた。</p>

◇広瀬川の清流を守る条例の概要

本条例では、流域の自然や景観を守るための「環境保全区域」と、流域の水質を守るための「水質保全区域」を指定し、区域内での該当行為について許可制としている。環境保全区域内における建築物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採などの許可基準を設定するほか、水質保全区域内の工場等からの排出水を規制するため、各流域の水質管理基準等を設けている。

本条例の枠組みとして、「条例」では市民・行政・事業者の責務の明確化、清流保全審議会の設置、環境保全区域内での行為の制限などを規定。「施行規則」では具体的な許可基準の規定など、条例の施行に関し必要な事項を定めている。「実施要領」では、規則で定める許可基準の例外適用などについて定めている。

(1) 建築物に対する制限

- ・ 保全区域内で建築物の新築等を行う場合、建築物の高さと建ぺい率を規制
- ・ 建築物を建築する敷地面積の30%以上を植栽可能な土地として確保することを義務付け
- ・ 使用できる建築物の色をマンセル値で規定

(2) 土地利用に関する制限

- ・ 高さが5mを越える樹木の伐採を禁止
- ・ 宅地の造成など土地の区画形質を変更する場合にも許可が必要

(3) 行為規制に係る緩和措置

① 空地の確保に関する緩和

- ・ 屋上緑化による緑地面積を空地面積へ算入
- ・ 植栽による立面面積を空地面積へ算入
- ・ 160㎡未満の狭隘な土地で空地確保割合の通減

② 色彩の制限に関する緩和

伝統的な工作物又はその意匠に用いられる色彩や一般的に用いられる建築資材固有の色彩については規制の対象外。

◇環境保全区域における行為制限の課題

<規制基準の課題> (30%の空地の確保)

近年の社会状況の変化に伴い、30%の空地確保が難しくなっている。また、例外規定として設けた緩和措置の適用が定常化している。そのほか、建築時に空地を確保していても、この土地に植栽をするかは個人の裁量によるため、緑化の促進につながっていない実態がある。この規制基準については、実態を考慮した再検討が必要な時期がきておりと捉えており、検討内容が専門的になるので、本審議会での調査・審議が必要になると考えている。

検討の方向性としては、『「みどり」が創出される誘導』、『空地のあり方』、『30%の数値』等についての検討が必要であり、内容が専門的な事項になるので、本審議会に専門委員会を立ち上げたいと考えている。本審議会でも委員の皆さまからの承諾が得られれば、この専門委員会を立ち上げて検討を進めて参りたい。

宮城会長	<p>事務局から、専門委員会を立ち上げて「空地の確保に関する検討」を進めるとの説明である。この専門委員会の方向性について、本審議会で可否を検討いただきたいのだが、専門委員会の立ち上げについては、私の方からいくつか確認したい点がある。</p> <p>まず、専門委員会ではどのようなことを検討するのか。</p>
河川課長	<p>空地の確保という規制について、実態を考慮したものとなるよう、新たなルールづくりを検討していただきたい。具体的には、一律規制である30%という制限を用途や敷地状況、環境保全区域の区分等によって変えていくべきかや、そもそもこの空地というものはどうあるべきか、といった議論をいただきたい。</p> <p>また、運用が理解されにくい「植栽の立面面積による緩和」について、空地と緑化の関係についても検討いただきたい。</p>
宮城会長	<p>専門委員の人選はどのように考えているのか。</p>
河川課長	<p>施行規則第6条で「専門委員会は会長の指名する委員及び臨時委員を持って組織する」と規定されているので、会長にお任せしたいと考えており、基本的には本審議会の委員の中から専門委員に就任いただきたい。なお、本審議会の委員の専門以外の分野については、別途、臨時委員を選任し、就任いただくことも視野に入れている。</p>
宮城会長	<p>どのような分野の委員が必要と考えているのか。</p>
河川課長	<p>空地の確保に関する検討となるので、「自然環境」や「土地利用」、「建築」や「緑化」などの分野に精通しておられる方が適任であると考えている。</p>
宮城会長	<p>今後のスケジュールはどのように考えているのか。</p>
河川課長	<p>専門委員会での検討は、年度内に2回ほど開催し、本審議会へ中間報告していただき、年度明けに2回ほど検討した上で、来年度の中頃に審議会へ最終報告していただければと考えている。</p>
宮城会長	<p>清流保全審議会はどのように関わってくるのか。</p>
河川課長	<p>最終的には仙台市から審議会に対し諮問し、審議会から答申をいただくことになる。その前段として専門委員会では方向性を出していただく。</p>
宮城会長	<p>委員の皆さまからは質問や意見はあるか。</p>

近藤委員	専門委員は何人を予定しているのか。
河川課長	5名程度を予定している。
宮城会長	大きな枠組みを決めるものなので、大まかに分けた分野を網羅できるという考えでよろしいと思う。
山田副会長	専門委員会を設けるのは賛成である。ただ、実態が変わってきたから緩和するというような、後退的な印象が残らないように、前向きにより良いものにするという意識で進めていただきたい。
宮城会長	<p>広瀬川条例が制定されて40年が経過しているが、実態が変わってきたということは紛れもない事実である。自分は中学生の頃、広瀬川の水質調査を行ったが、水質が最も汚いときであり、大腸菌群数が1立方センチメートル当たり10億個を超える結果となった。その後広瀬川条例が制定され、広瀬川は水質においても景観においても土地利用においても、日本に冠たる美しい川になった。</p> <p>ただ、仙台市の人口が増加するにつれ、大都市を流れる川という土地利用に対するプレッシャーが継続してきた。これをどう考えるかだが、ひとつは地下鉄東西線がある。広瀬川を貫くもので大事な景観となるため、地下鉄建設に対しては本審議会で注意深く議論をしてきた。その結果、市民からは大きな異論の声は出なかった。これを踏まえて、仙台市民は都市化・都市景観というものがある程度入ってくることに對して受容する状況にある。大都市の中の自然をどのように考えるかという時期になったと考えている。</p> <p>昔は汚い川をなんとかしたい、というやむを得ない事情から発生したが、現在は世界に冠たる美しい景観・水質の都市河川をつくりあげる、そういう方向で考えられればと良いと思っている。</p> <p>仙台城の緑があり、周辺にある広瀬川のがけ・緑は目立った景色となるので、これらをどのように保全するのかということを一に考えていきたい。このことから、専門委員会では、様々な分野に目配りが行き届いた提案というものを作っていきたい。</p> <p>他に意見が無ければ、人選等については私にお任せいただきたい。</p> <p>委員了承</p>
宮城会長	<p>それでは、さっそく専門委員会をつくり、この内容について具体的に検討を進めていき、最終的には本審議会でご審議いただき、という段取りを取りたい。</p> <p>先ほどの事務局からの説明には続きがあるので、引き続き説明をお願いする。</p>

<p>広瀬川創生室長</p>	<p>◇環境保全区域における行為制限の課題</p> <p><運用に関する課題>（用語の定義等）</p> <p>条例・施行規則・実施要領で定められていない事項については、これまで他の制度等を参考に運用してきたが、申請する方にはわかりづらい面がある。そのため、現在の運用事項を再整理し、これらを明確にする必要があると考えている。この対応については、事務局で改正案を作成している。</p> <p>(1)「施行規則」での定義</p> <p>「工作物」は「建築基準法」と「景観条例」で定義されている用語を参考にし、「宅地の造成」は「宅地造成等規制法」で定義されている用語を参考に、本条例で定義する。</p> <p>(2)「実施要領」での規定</p> <p>本条例では黒や白、灰色などの「無彩色」に関する取扱いの規定がないため、これまで使用できるものとして扱ってきた。今回この扱いを明確にするため、実施要領に使用できる規定を設けたいと考えている。</p> <p>また、一部分のみに使用される「アクセント」は規制対象外としているが、その範囲を明確にしておらず分かりづらいことから、この範囲を規定したい。これは、仙台市の景観計画を参考に、各壁面の10%以下を想定している。</p> <p>(3)「手引き」での例示</p> <p>施行規則や実施要領では表されていない個別的な運用事項については、手引きを作成し、具体事例を例示していく。色彩に関する事項として、規制対象外となる「建築資材固有の色彩」がどのようなものか明示されていないため、手引きで対象外となる材料を例示していく。</p> <p>そのほか、申請に必要な手続きや許可基準などを記載し、一般に公開することで、申請者の申請業務へと役立てることを考えている。</p> <p>◇前回の審議会での意見について</p> <p>(1)今の治水を前提とし、どのような河原が形成されるのか、どのような水の流れになるのかを市民にわかりやすく提示する機会があったほうが良い ⇒今回、宮城県河川課より、広瀬川の整備状況について報告していただく。</p> <p>(2)川の流れが変わっている場合があるので、規制などを考える場合、昔の広瀬川の流れを調べておいた方がよい ⇒「過去の広瀬川」と「現在の広瀬川」を比較したスライドを準備した。</p> <p style="text-align: right;"><以上></p>
<p>宮城会長</p>	<p>今の説明について何か意見・質問等はあるか。</p> <p>－質問等なし－</p>

<p>宮城会長</p>	<p>(議事(2))</p> <p>続いて「(2)広瀬川フォーラムの開催について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>広瀬川創生室長</p>	<p>事務局説明 (資料5にもとづき、仙台市河川課から説明)</p> <p>仙台市では、昭和49年に「広瀬川の清流を守る条例」を制定し、平成17年には広瀬川の新たな魅力の創出を図り、次世代へ引き継いでいくことを目的とした「広瀬川創生プラン」を策定した。昨年は条例制定40周年、今年は創生プラン策定10周年という節目を迎えたことから、これまでの広瀬川と市民との関わりを振り返るとともに、今後、広瀬川がより多くの市民に親しまれるための川づくり・まちづくりを進めるための「広瀬川フォーラム」を開催する。</p> <p>開催日は今年の12月20日の日曜日、会場は仙台国際センターを予定している。詳しい内容はこれから決めていくことになるが、「基調講演」、「話題提供(取組事例紹介)」、「パネルディスカッション」を予定している。</p> <p style="text-align: right;"><以上></p>
<p>宮城会長</p>	<p>今の説明について何か意見はあるか。</p>
<p>畠山委員代理</p>	<p>我々の立場としては、こういうフォーラムはどんどんやっていただきたいと考えている。</p>
<p>宮城会長</p>	<p>本審議会としては、これまで広瀬川の清流を作り上げてきたので、ぜひ積極的に関わっていただければと思う。</p>
<p>畠山(裕)委員</p>	<p>過去にもこういったフォーラムは開催したことがあるのか。</p>
<p>河川課長</p>	<p>これまでも20周年、30周年といった節目ごとに開催してきた。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>市民全体を対象とした広報は行うのか。</p>
<p>河川課長</p>	<p>詳細が決まったら、市民に対しても広報していく予定である。</p>
<p>宮城会長</p>	<p>(議事(3))</p> <p>「(3)広瀬川に関する情報提供について」説明をお願いします。</p> <p>1件目は「広瀬川の河川整備状況について」である。河川区域は「広瀬川の清流を守る条例」の適用外となっているが、これまでも整備計画等については本審議会にて情報提供をしてもらっている。</p> <p>それでは、宮城県土木部河川課から説明をお願いします。</p>

<p>県河川課</p>	<p>宮城県河川課説明（資料6にもとづき説明）</p> <p>◇広瀬川の河川整備状況</p> <p>宮城県では広瀬川の整備として、「河岸侵食対策」、「流下阻害対策」、「護岸修繕、災害復旧等」の3つを実施している。</p> <p>◇河岸侵食対策</p> <p>平成23年度から川内三十人町をはじめとして実施してきており、今年度は向山二丁目を着手する予定。施工対象としては、あくまでも河川区域内（がけ下）の浸食対策となる。</p> <p>平成22年から平成23年は支倉町、平成23年は三十人町、平成25年から平成26年は愛子東を施工している。</p> <p>◇流下阻害対策</p> <p>昭和25年8月洪水と同規模の洪水を想定しており、おおむね1/70相当の確率で整備する計画となっている。広瀬橋地点の流量は3,100m³/sであるが、大倉ダムでカットしているため、2,400 m³/sに耐えられる整備を目標としている。</p> <p>現在実施している流下阻害対策として河道掘削がある。平成14年から平成17年にかけて、地域住民やNPOとともに「広瀬川管理計画」を作成し、これにもとづいて整備を行っている。有害な樹木は伐採するが、水際の支障とならない樹木は残したり、一度にすべてを伐採するのではなく、自然環境に配慮しながら段階的に伐採したりといったものである。区間は広瀬橋から牛越橋までで、平成27年度は評定河原橋の下流が対象となっているが、現在は完了している。</p> <p>◇護岸修繕</p> <p>広瀬橋上流の特殊堤が老朽化していることから、修繕を行っている。今年、来年度に陸閘を設置することで、修繕は完了する。</p> <p>◇災害復旧</p> <p>東日本大震災により崩れた花壇のがけは、現在災害復旧が完了している。</p> <p style="text-align: right;"><以上></p>
<p>宮城会長</p>	<p>今の説明について何か質問等はあるか。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>中洲や寄洲を撤去する際、撤去する時期は野鳥の営巣時期を考慮しているのか。</p>
<p>県河川課</p>	<p>野鳥に関しては観察しており、そういった時期は避けて施工している。</p>
<p>宮城会長</p>	<p>一気に実施するのではなく、段階的に施工しているとの説明もあった。</p>
<p>山田副会長</p>	<p>「残したい日本の音風景百選」で広瀬川が選ばれており、施工箇所には野鳥やカジカガエルなどの動物が居たかと思うが、工事の前後でどのように変化したかというようなデータは公表しているのか。</p>

県河川課	公表はしている。野鳥に関しては観察しながら実施しているが、カジカガエル等に関しては再確認する。
山田副会長	NPOの方々も熱心に関わっており、仙台市の貴重な自然環境であるので配慮をお願いする。
嶺岸委員	広瀬川の護岸工事について、事前に役所や業者から説明をいただいているが、施工内容が事前説明と異なる場合がある（工期や施工方法）。また、施工により河川の濁りがひどい状況になる。アユやサケの産卵時期に濁りが激しいと、かなりの影響が出てしまう。そのため、業者にはきちんとした監督・指導をお願いしたい。
県河川課	工事を実施する際には、慎重に進めて参りたい。
宮城会長	2008年の岩手・宮城内陸地震によって、迫川水系で大変な土砂災害が発生した。これに伴い様々な対策を打ち、大きな土砂の移動は無かったが、河川の濁度はまだまだ回復しない状況であり、この影響はアユなどの魚へも影響している。最新の対応を考えながら、お互い情報交換していただき、進めていかれるのが良いかと思われる。
宮城会長	次に、2件目の「広瀬川の自然環境の変化について」、事務局から説明をお願いする。
広瀬川創生室長	<p>事務局説明（資料7にもとづき、仙台市河川課から説明）</p> <p>広瀬川の流れやその周辺の環境の変化について、航空写真や定点写真をもとに紹介する。広瀬川の清流を守る条例が制定されたのが昭和49年であり、この年代に近い写真のデータがあるので、約40年前と現在とで比較を行った。</p> <p>◇宮沢橋から愛宕大橋</p> <p>愛宕堰の下流に中洲が発達し、流下を阻害している状況であった。この中洲は宮城県施工で撤去工事を行っており、本審議会でも以前報告している。そのほか、特別環境保全区域に指定されている大年寺山は緑豊かな環境が確保されており、自然がけに自生している樹木も保全されているなど、良好な環境が保たれている。</p> <p>◇米ヶ袋</p> <p>現在米ヶ袋スポーツ公園となっている場所の寄洲は、かつては水が流れていた。また、南側の向山の自然がけは、広瀬川を代表するスポットであり、一部崩落箇所がみられるものの、河川沿いや自然がけの樹木は良好に保全されていると言える。</p> <p>◇霊屋下</p> <p>かつては、中洲が発達し流下を阻害していたが、現在は撤去されている。また、</p>

片平の自然がけにおいても、樹木が良好に保全されている。

◇花壇

この周辺では、広瀬川の流れに大きな変化は見られない。青葉山や経ヶ峯を中心に、緑豊かな自然環境が保全されている。また、西側の追廻地区は現在、青葉山公園の整備を進めている。

◇大橋から仲の瀬橋

大橋と仲の瀬橋の間には地下鉄東西線の「広瀬川橋りょう」が新設され、東西線は今年12月に開業を控えている。また、40年前と比べると、周辺の建物に大きな変化が見られる。右岸側には国際センターが建築され、広瀬川沿いの散策路は「桜の小路」として整備されている。左岸側では、かつては天文台やプールがあったが、地下鉄東西線の工事に伴い、現在は西公園として整備されている。これらの工事については、これまで本審議会でも何度か報告しており、委員の皆さまの意見を反映させてきた。

◇仲の瀬橋から澁橋

この区間は左岸側に自然がけがあり、こちらにも一部崩落箇所があるものの、おおむね良好な自然環境が保たれている。また、赤門自動車学校の向かい側の寄洲が無くなっているのが分かる。

◇角五郎

右岸側の川内地区には自然がけがあり、新しく西道路が造られているが、がけの状態はほぼ変わらずに残っている。左岸側は公園化が進んでおり、緑が増えてきている。

◇八幡（牛越橋上流）

かつては、48号線近くの湾曲部には水の流れがあったことが分かる。そのほか、河川沿いの緑の空間は良好に維持され、南側の青葉山はほぼ手つかずで残されている。

◇折立（生瀬橋）

生瀬橋の下流に、新たに北環状線が造られている。その部分では一部緑が失われているが、その他の部分ではおおむね良好な空間が保たれている。

◇落合（大沢橋上流）

40年前には住宅はほとんど見られなかったが、現在は多くの住宅が建設されている。環境保全区域からは外れるが、付近には県立広瀬高校やこども病院が建設されており、最近では仙台市の復興公営住宅が建てられているが、広瀬川の河川沿いの緑は維持されている。

◇愛子東

かつては住宅がほとんど無かったが、現在は広瀬ニュータウンとして整備されている。ニュータウン付近は堤防が築造されているが、その下流の自然がけはおおむね自然環境が保全されている。

◇愛子中央（開成橋）

開成橋は架け替えられており、40年前とは位置が変わっている。以前は開成橋

<p>宮城会長</p>	<p>の上流右岸側に生コンのプラントがあったが、現在は更地になっている。広瀬川との間には樹木が繁茂し、良好な空間が保たれている。</p> <p>◇上愛子（仙台高等専門学校周辺）</p> <p>40年前と比べると住宅が増えている部分があるが、左岸側の自然がけや広瀬川沿いのまとまった緑については、失われずに残っている。</p> <p>◇柿崎橋付近</p> <p>この付近では住宅の建築は進んでおらず、また広瀬川とだいぶ高低差があることから、手つかずの自然が残っている。</p> <p>◇愛宕堰の定点写真</p> <p>以前は愛宕堰の下流に中洲が発達していたが、現在は撤去されている。また、左岸側の自然がけは、緑豊かな景観が保たれている。</p> <p>◇鹿落坂からの定点写真</p> <p>現在の写真では樹木が繁茂しているため少しわかりづらいが、自然がけの崩落によって、一部モルタルを吹き付けて復旧している箇所があるが、緑に関してはおおむね保全されている。</p> <p>◇評定河原橋から下流の定点写真</p> <p>環境保全区域外では40年前と比べると高層建築物が多くなっているが、自然がけの景観はおおむね変わっていない。</p> <p>◇大橋から下流の定点写真</p> <p>以前は兩岸の樹木がうっそうとしていたが、現在はきれいに整備されている。また、正面に見える経ヶ峯の自然景観は、今も良好に保たれている。</p> <p>◇仲の瀬橋から上流の定点写真</p> <p>向かって右手側には西公園の自然がけが見える。その奥には市民会館があり、がけ部分にはモルタルが吹き付けられ、かつてはコンクリートの肌が見えていたが、現在つたで覆われている状態であり、人工物が目立たない状況になっている。</p> <p>◇牛越橋から下流の定点写真</p> <p>右岸側に川内付近の自然がけが見える。新しく西道路が造られているが、自然がけはおおむね変わらない景観を保っている。</p> <p>◇まとめ</p> <p>広瀬川の清流を守る条例によって樹木の伐採や自然がけの改変などに一定の制限を設けてきたことで、良好な自然環境が守られてきたと考えられる。条例制定から約40年たった今でも、条例の前文に書かれている「清流を保全し次代に引き継ぐ」という目的は変わらないものである。今後も、委員の皆さまのご協力をいただき、条例を運用していきたい。</p> <p style="text-align: right;">＜以上＞</p> <p>40年前の写真は国土地理院の写真を使用しているとのことだが、現在の写真は何を利用しているのか。</p>
-------------	--

広瀬川創生室長	仙台市のGISを用いており、データは今年撮影されたものである。
有働委員	河川沿いに住宅が増えているようだが、がけの近くであっても住宅の建設は可能なのだろうか。
広瀬川創生室長	がけ地であっても個人の土地であれば利用することは可能である。他部署ではあるが、がけ地のような危険箇所には崩落防止対策を実施するような指導を行うことはある。このような対策を実施することで、建築は可能となる。
有働委員	そのような対策を実施すれば良いという考え方で、今後も進めていくということか。
広瀬川創生室長	可能であれば保全を進めて参りたいが、第一はそこに居住している住民の安全を優先するため、その部分とのバランスであると考えている。
有働委員	災害復旧を実施した花壇のような崩落箇所が、今後他の場所でも起こり得ることを考えたとき、法律等で制限する必要があるのではないか、と思い質問した。 もう一つ、八幡の40年前の写真では、現在と流路が変化しているが、これほどのような経緯があったのか。
宮城会長	ここは非常にセンシティブな場所である。放山や青葉山に地すべりが発生し、折立から郷六へ向かう部分に地すべりでできた土砂が溜まっていた。この土砂をコントロールしないと広瀬川を閉塞させてしまうということで、いろいろと検討し対策を実施した。この対策が功を奏し、現在動きは安定している。これに伴い、この部分に大きな土砂が溜まったという経緯がある。 補足となるが、自分は仙台市の緑地の変化を1947年以降の空中写真で整理しており、最も緑が少なかったのが1947年の頃である。その後どんどん広がってきているのだが、その理由の一つは植林、もう一つは雑木林がもとに戻ってきていることである。現在、雑木林の中に入ると、直径30cmを超えるような大木が多く見ることができるが、このことがナラ枯れの原因ともなっている。時代は数十年の単位で大きく変化しており、今回の比較で分かったことは、昔は良かったというわけではなく、現在の緑の方が大きく成長していることである。ではどの部分が広がってきているのかというと、広瀬川条例のような法令等でコントロールすることで、広瀬川のランドスケープが成熟してきた、と理解している。 このような事実を踏まえ、審議事項であった作業部会での議論を進めたい。
山田副会長	今回まとめた資料は、フォーラムやweb上で公開する予定はあるのか。
広瀬川創生室長	現段階では予定していなかったが、河川課では「広瀬川ホームページ」を運営

山田副会長	<p>しているので、ここで公開することを検討する。</p> <p>変遷を知るといふ共有も大事だが、広瀬川の自然環境や治水などの意味をその都度きちんと伝えていかないと、誤解を招いてしまう。ぜひ積極的に公開していただきたい。</p>
嶺岸委員	<p>下水関係の話になるが、広瀬川と名取川が合流する少し上流（郡山）に下水の吐き口があり、洪水時には合流式下水の汚水が河川へと排出されている。ここにはアユの産卵床があり、汚水が流されることで影響を与えている。先日、市の職員（下水）も現地を確認し、流路変更等の対策も検討していたが、増水時にはまた状況も変わってくるので、我々と一緒に現地を確認する機会を設けていただきたい。</p>
宮城会長	<p>状況は理解したが、要望内容は広瀬川条例の対象から離れており、この場で議論するものではないと思われる。この件は関係部署が現地を確認しているとのことなので、今後その部署と議論していくべきであろう。</p>
嶺岸委員	<p>話が逸脱していることは承知しているが、担当部署のみと協議していても時間がかかり、処理方法に関しては抜本的な解決にならないと思ったため、この場で発言させていただいた。</p>
宮城会長	<p>今回、過去40年間の河川の変化や対策等について説明してもらったが、ここには二つの次元の話が重なっているように思える。一つは土砂災害や崩落のような点的な現象である。もう一つは、広い景観ということで、橋りょうなどからの眺めがある。大橋や評定河原橋、仲の瀬橋の間など、全体としてまとまった、河川・丘陵地・城址・大都会などがセットになった空間がある。そういったものを線引きする際にはまとまったエリアとして考えるが、個々の対策としては点的にせざるを得ない。この二つを仕分けしながら対応してきたのが、今の状況である。</p> <p>我田引水であるが、最近の画像情報・土地情報は非常にきめ細かく確保できる状況にある。ドローンを用いた計算処理ソフトなどで高性能なデータを取ることができるので、小さなターゲットポイントがある場合、モニタリングすることで役に立っている。広瀬川の環境を保全するにあたり、様々なスケール（数c mから数k mまで）の情報をいつも捕捉していくことが求められるのではないかと考えており、市はこの情報を適宜公開していくことで、日本の冠たる清流である広瀬川をより魅力的なものであると訴えていくことにつながるのではないだろうか。この情報を今後拡充することも一つの可能性だと思っている。</p>
近藤委員	<p>広瀬川条例では樹木の伐採や30%の空地確保などの制限があるが、これらを守らなかった場合、罰則等はあるのだろうか。</p>

	<p>また、青葉山公園の整備計画の進捗状況はどのようになっているのか。</p>
河川課長	<p>広瀬川条例の罰則であるが、本条例の許可を受けずに行為を行った場合、まずは「中止命令」や「原状回復命令」を出すことができる。これに従わなかった場合に罰則が適用されるが、今のところ罰則を適用した事例はない。</p>
公園課長	<p>追廻地区の整備については、現在も居住されている方がいるため、移転の交渉を進めているところであり、現在は2軒の方が残っている状況である。また、竜の口付近については自然のまま残す計画であり、最初に整備を進める場所は入口部分の追廻付近となっている。入口部分については、利便性や観光を含めた市民の利用を考えるとということで「公園センター」を計画しており、現在はこの公園センターの機能について基本計画レベルでの検討を進めている。来年度には設計を進めていきたいと考えている。</p>
近藤委員	<p>以前の説明では、青葉山公園を4つほどのブロックに区分けし、観察センターのようなものが建設される計画があったかと思うが、これについてはどうなったのか。</p>
公園課長	<p>現計画でも「自然学習施設」として整備予定ではあるが、入口部分から順次取り掛かることになるため、いつごろまでに整備するということは説明できない。</p>
近藤委員	<p>先日、小学生のグループがゲンジボタルを観察しに来ており、非常に大事な場所だと感じた。</p>
公園課長	<p>我々もそういった活動に対する要望はいただいている。ホテルは水がきれいな状況でないと生息できないので、水源である五色沼や長沼の水質についての検討は行っているところである。</p>
宮城会長	<p>ほかに意見等が無ければ、本日の議事はこれで終了とし、マイクを事務局にお返しする。</p>
河川課長	<p>(閉会)</p> <p>専門委員会については、会長と相談しながら進めていくが、委員の皆さまにも協力をいただくことになると思う。また、フォーラムについても、詳細が決まり次第、委員の皆さまにお知らせする。</p> <p>以上で、第42回仙台市広瀬川清流保全審議会的一切を終了する。</p>

以上